

## 「財政状況等一覧表」の見方

この一覧表は、射水市及び合併前旧団体の特別会計を含む財政状況及び関連する一部事務組合・第三セクター等の財政状況等を一覧表としたものです。

### ○共通的事項

- ①本一覧表には、平成17年度決算に基づく数値を記入しています。
- ②各数値は、特に断りのない限り、百万円単位で記入しています。
- ③各数値について、該当がない場合は「-」、端数処理の関係で百万円単位にしたとき数値が0となる場合は「0.0」と記入しています。

### ○「1 一般会計及び特別会計の財政状況（普通会計に係るもの）」について

- ①本表には、主として普通会計に属する会計の決算数値が記入されています。

#### ※「普通会計」とは

地方公共団体における公営事業会計以外の会計。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる。

- ②各会計の数値は決算書に基づく数値、普通会計欄の数値は地方財政状況調査の報告数値が記入されています。したがって、調査における数値の報告方法や純計処理等のため、各会計の合計は必ずしも「普通会計」欄の数値と合致しません。

### ○「2 1以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)」について

- ①本表には、公営事業会計に係る会計の決算数値が記入されています。

#### ※「公営事業会計」とは

公営企業会計、収益事業会計、公益賃屋事業会計、国民健康保険事業会計（直診勘定に係る病床20床移譲の病院で公営企業会計で取り扱われるものを除く）、老人保健医療事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計、介護保険事業会計の総称。

- ②地方公営企業決算状況調査で報告している会計については、原則として調査での報告数値を事業ごとに記入しています。同一会計で複数の事業を行い報告している会計については、各事業の報告値を記入し、その合計を当該会計の決算値としています。したがって、調査における数値の報告方法等により、決算書の数値と若干異なる場合があります。（備考欄横に「※」のある会計・事業が、地方公営企業決算状況調査の報告数値を記入している会計・事業です。）

- ③一般会計で行っている事業で、地方公営企業決算状況調査で報告しているものについては、「（参考）」として本表にも調査での報告数値を記入するとともに、備考欄に「一般会計から再掲」と記入してあります。

- ④上記②以外の公営事業会計については、決算書に基づく数値を記入しています。

- ⑤備考欄に法適用企業と記載しているものは、地方公営企業法を適用している公営企業会計です。それ以外の会計については、「総収益」「総費用」「純損益」「不良債務」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」「実質収支」を記入しています。

### ○「3 関係する一部事務組合等の財政状況」について

- ①本表には、射水市が加入している（合併前旧団体が加入していた）一部事務組合の決算数値等が記入されています。
- ②一つの組合に複数の会計があり、公営企業会計に係るものとそれ以外のものがある場合には、会計ごとに数値を記入しています。
- ③「当該団体の負担割合」の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{負担割合} = \frac{\text{当該団体が構成団体として支出した分担金及び負担金の総額}}{\text{一部事務組合等が各構成団体より歳入した分担金及び負担金総額}}$$

### ○「4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況」について

本表では、射水市が出資する商法法人、民法法人、地方三公社のうち、以下の条件を充足する法人の財政状況等について記入してあります。

- ・当該団体が（迂回出資分も含め）25%以上出資するもの
- ・当該団体が財政支援（補助金、貸付金、損失補償、債務保証）を実施しているもの

### ○「5 財政指標」について

本表は、「地方財政状況調査」の報告数値をもとに記載しています。それぞれの指標の説明については、以下のとおりです。

#### ・財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。通常3ヵ年平均が用いられる。この指標が1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされている。（1を超えると普通交付税の不交付団体となる。）

#### ・実質収支比率

実質収支（歳入歳出差引から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの）を標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）で除したもの。大きければよいというものではなく、通常3～5%が適当とされている。

#### ・実質公債費比率

地方債元利償還金及び地方債準元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分及び事業費補正により基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合の3年度の平均値。

この数値が18%以上となると、地方債の協議制度のもとでも、起債にあたり許可を要する団体となるが、25%未満の団体については、公債費負担適正化計画の策定・実施を前提に、通常の協議団体と同様の基準で地方債が許可される。（25%以上の団体については、一般単独事業債等の一部の地方債が許可されない。）

#### ・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。経常一般財源（毎年度経常的に収入される一般財源。地方税、普通交付税等）に占める経常的経費（毎年度経常的に支出される経費。人件費、扶助費、公債費等）の割合。

一般的に、都市で75%、町村で70%が妥当と考えられている。また、都市で80%、町村で75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるとされている。